

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年4月25日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県敦賀市三島町1丁目6番60号

氏名

敦賀市(市立敦賀病院)  
敦賀市病院事業管理者 野ツ保 和夫

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0770-22-3611

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

市立敦賀病院

事業場の所在地

福井県敦賀市三島町1丁目6番60号

計画期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類

P83(医療業)

②事業の規模

332床(病床数(令和6年4月1日時点))

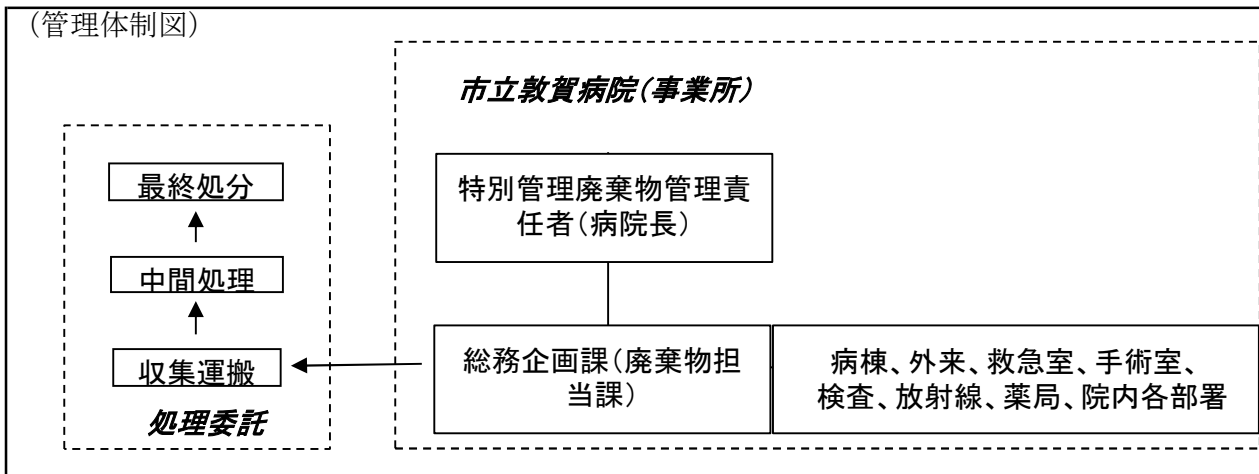
③従業員数

658人(令和6年3月31日時点)

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

- 感染性廃棄物  
処理業者(焼却)へ委託(処理後の燃え殻は最終処分)
- 特定有害産業廃棄物  
(廃油(基準値を超える有害物質を含むもの))  
処理業者(油水分離)へ委託(セメント原料として再資源化)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	60 t	0.36 t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の分類に関する講習会を実施し、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の分別を徹底している。 また、分別をしやすいよう、より詳細な分類表を作成し、運用している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	57 t	0.25 t
	(今後実施する予定の取組) 詳細な分類表を活用し、引き続き分別を徹底し減量に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物のゴミ箱をわかりやすい表示にし、誤って廃棄しないようにしている。また、分別をしやすいよう、より詳細な分類表を作成し、運用している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理作業廃棄物のより詳細な分類表の周知、啓発をし、誤りの無いよう理解を徹底していく。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ ）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	60 t	0.36 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	0.36 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	57 t	0.25 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	0.25 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組) 委託処理業者の処分場等の現地確認を定期的を実施するよう努める。 出来る限り優良認定処理業者を選定する。</p>			
電子情報処理組織の 使用に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	60 t	
<p>(今後実施する予定の取組) 収集運搬業者との電子マニフェストデータの共有、効率化。</p>			
※事務処理欄			